

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会

設 立 総 会

日 時： 平成30年8月28日 午後3時

場 所： プラザ都 4F 瑞雲の間

秋田県能代市柳町9-23

設立総会次第

1 開 会

2 「(仮称) 能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会設立準備会」会長挨拶

3 来賓紹介

4 議案審議

第1号議案 能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会規約(案)

第2号議案 役員を選任について

第3号議案 平成30年度事業計画(案)

第4号議案 平成30年度予算(案)

第5号議案 顧問の委嘱について

5 その他

幹事の任命について

6 閉 会

第1号議案

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会と称する。

（目的）

第2条 本会は秋田県北地域、ひいては秋田県全体の産業振興が図られ、雇用創出やビジネスチャンスが拡大し、地域経済の発展に大きく寄与するとともに、国が目指す将来に向けた望ましい電源構成にも貢献し、日本全体の安定・安価な電力供給、経済の国際競争力の向上に資するため、能代港における北陸から北海道にわたる日本海沿岸を中心とした海域での洋上風力発電の建設及びメンテナンスの拠点機能等の整備を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 能代港の洋上風力発電の拠点化に向けた国、関係機関等に対する要望活動
- （2） 調査研究及び情報収集
- （3） 会員及び住民への情報提供
- （4） その他必要な事業

（会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する市町村、市町村議会、産業団体及び企業を会員とする。

（入会及び退会）

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会員になることができない。

- （1） 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （2） 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3） 役員等又は使用人が自己又は自社に不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （4） 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供用するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5） 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

2 会員は、退会届書を会長に提出し、退会することができる。この場合、既に収めている

会費は、返還しない。

3 新たに入会及び退会した会員は、総会において報告するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 役員の内任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員のため選任された役員の内任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了しても次期役員が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員の内選任)

第7条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員の内職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の会計事務を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、総会に出席し、意見を述べるすることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、会長が召集する。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 会長は、会議の議長となる。

3 総会は、事業計画、予算、決算、規約改正、その他必要な事項を審議する。

4 総会議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、総会に顧問の出席を求めることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、本会の運営について審議する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、会長が任命する会員団体の事務担当者をもって構成し、総会に付議する事項、その他事業遂行のため必要な事項を審議する。

(部会)

第14条 本会の目的を達成するために必要があると認める場合は、部会を設置することができる。

(経費)

第15条 本会の運営に係る経費は、会費及びその他の収入をもってこれを充てる。

(会費)

第16条 本会の会費は年会費とし、会員（市町村議会を除く）は次の金額による会費を納入するものとする。

(1) 能代市 200,000円

(2) その他の会員 10,000円

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、会長の所属する団体又は会長の定める団体に事務局を置く。

(解散)

第19条 本会は、第2条に掲げる目的の達成に伴い、解散することができる。

(残余財産の処分)

第20条 本会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、総会の議決を得て、処分を決定する。

(その他)

第21条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年8月28日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年の3月31日までとする。

役員を選任について

規約第6条第1項の規定により本会に次の役員を置くこととされ、同条第2項により任期は2年とされている。

第7条の規定により役員は総会において選任することとされていることから、これを行うものである。

会 長（1 名）

副会長（2 名）

理 事（若干名）

監 事（若干名）

平成30年度事業計画（案）

1 総会等の開催

提出議案等について審議する。

2 国・県等に対する要望活動

洋上風力発電事業の導入促進により、秋田県北地域を中心とした秋田県全体の活性化を図るため、能代港を北陸から北海道にわたる日本海沿岸を中心とした海域での洋上風力発電の建設及びメンテナンスの拠点港と位置づけ、早期に整備に着手されるよう要望活動を行う。

【要望事項】

- (1) 国が指定する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の「促進区域」として、能代港を中心とした秋田県、青森県及び北海道の日本海側沿岸地域の早期指定への支援
- (2) 洋上風力発電の建設及びメンテナンスのための港湾インフラの整備
- (3) その他必要な事項

(想定される要望先) 国土交通省、経済産業省、秋田県、地元選出国會議員等

3 広報活動

能代港での洋上風力発電の拠点化形成の促進に向けて、関係団体等への広報活動、会員への情報発信に取り組む。

(内容) 講演会の開催、ホームページ作成

平成30年度予算（案）

収 入

（単位：円）

款	項	予算額	備 考
1 負担金		510,000	
	1 負担金	510,000	能代市20万円、1万円×31会員
2 雑入		1	
	1 雑入	1	預金利子
収 入 合 計		510,001	

支 出

（単位：円）

款	項	予算額	備 考
1 会議費		200,000	
	1 会議費	200,000	総会費、理事会費、幹事会費
2 事業費		310,000	
	1 活動費	230,000	要望活動旅費等
	2 事務費	80,000	事務用消耗品等
3 予備費		1	
	1 予備費	1	
支 出 合 計		510,001	

顧問の委嘱について

規約第9条第1項の規定により、本会に顧問を置くことができるとされ、同条第2項の規定により顧問を置く場合は、総会に諮り、会長が委嘱することとされていることから、次のとおり提案するものである。

【顧 問】

秋田県知事

佐竹 敬久

国立大学法人秋田大学長

山本 文雄

公立大学法人秋田県立大学長

小林 淳一

一般社団法人秋田経済同友会代表幹事

小笠原 直樹

幹事の任命について

- 1 能代市
- 2 大館市
- 3 男鹿市
- 4 鹿角市
- 5 北秋田市
- 6 三種町
- 7 八峰町
- 8 能代商工会議所
- 9 大館商工会議所

(仮称) 能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会 設立趣意書

日本全体で人口減少が見込まれる中で、秋田県の県北地域においては、より急速に人口減少が進んでおり、すぐに歯止めをかけることは極めて困難な状況にあります。経済規模の縮小や深刻な人手不足が、更なる人口減少の加速につながるといった負のスパイラルが想定される中で、地方創生に取り組んでいくには、それぞれの地域が、地域資源を十分に活かした地域振興策を展開していくことが重要であると考えます。

日本海沿岸北部はその風況の良さから、国内有数の風力発電の適地とされ、数多くの陸上風力発電が設置されています。また、秋田県では全国に先駆けて港湾区域内における洋上風力発電事業の公募を行い、選定された事業者によって事業化に向けた準備が進められています。さらに秋田県北部の一般海域においても、先進的な事例となる洋上風力発電計画の調査が実施されており、これらの建設拠点として能代港の利活用が有望視されています。加えて、山形県から青森県、北海道にかけても、多くの洋上風力発電の検討がなされており、導入拡大に向けた制度設計の後押しを受け、今後本格化していくと見込まれます。

こうした中、風という地域資源を有し、洋上風力発電の有望な候補地の中心に位置している地理的好条件に恵まれている能代港を洋上風力発電の拠点としてインフラ整備を進めることが必要と考えます。このことにより、能代港を中心とした広範囲な一般海域を含む洋上風力発電の建設コストが低減され、導入が促進されます。また、県北地域全体、ひいては秋田県沿岸地域の産業振興が図られ、雇用創出やビジネスチャンスが拡大し、地域経済の発展に大きく寄与するとともに、国が目指す将来に向けた望ましい電源構成の確立にも貢献でき、日本全体の安定・安価な電力供給、経済の国際競争力の向上に資すると思えます。

ここに産学官金が結集し、我が国における洋上風力発電関連産業の振興を図るため、行政や関連産業界が一体となって能代港の洋上風力発電の拠点化を目指した取り組みを進める「能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会」を設立しようとするものであります。

平成30年5月31日

(仮称) 能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会
設立準備会会長 能代市長 齊藤 滋宣

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会設立準備会

名 称	役職	代表者
能代市	市長	齊藤 滋宣
大館市	市長	福原 淳嗣
男鹿市	市長	菅原 広二
鹿角市	市長	児玉 一
北秋田市	市長	津谷 永光
三種町	町長	田川 政幸
八峰町	町長	森田 新一郎
能代商工会議所	会頭	広幡 信悦
大館商工会議所	会頭	中田 直文

能代港洋上風力発電拠点化期成同盟会会員名簿

(平成30年8月28日現在)

会 員 名	代 表 者
秋田海陸運送株式会社	代表取締役社長 西宮 公平
株式会社秋田銀行	執行役員能代支店長 高橋 徳之
エコ・パワー株式会社	代表取締役社長 水井 利行
大館市	大館市長 福原 淳嗣
大館商工会議所	会頭 中田 直文
大館北秋商工会	会長 吉原 秀吉
株式会社大林組	取締役社長 蓮輪 賢治
大森建設株式会社	代表取締役 大森 三四郎
男鹿市	男鹿市長 菅原 広二
鹿角市	鹿角市長 児玉 一
鹿角市議会	議長 宮野 和秀
株式会社加藤建設	代表取締役 加藤 正己
株式会社寒風	代表取締役社長 菅原 廣悦
北秋田市	北秋田市長 津谷 永光
北秋田市議会	議長 黒澤 芳彦
北秋田市商工会	会長 藤本 忠
協和石油株式会社	代表取締役社長 荻原 慎太郎
小坂町	小坂町長 細越 満
小坂町議会	議長 目時 重雄
株式会社沢木組	代表取締役 沢木 則明
株式会社三共テクノソリューションズ	代表取締役 安倍 秋一
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	代表取締役 中川 隆久
株式会社ダイニチ	代表取締役 大森 三四郎
東北電力株式会社秋田支店	執行役員秋田支店長 工藤 和典
能代運輸株式会社	代表取締役 與語 忠道
能代機械工業会	会長 佐藤 肇治
能代市	能代市長 齊藤 滋宣
能代市議会	議長 渡辺 優子
能代商工会議所	会頭 広幡 信悦
一般社団法人能代山本建設業協会	会長 大森 三四郎

会 員 名	代 表 者
八峰町	八峰町長 森田 新一郎
八峰町議会	議長 門脇 直樹
藤里町	藤里町長 佐々木文明
藤里町議会	議長 菊池 博悦
二ツ井町商工会	会長 菊池 豊
株式会社北都銀行	能代支店長 鈴木 泰樹
丸紅株式会社	国内電力プロジェクト部長 幾島 渉
三種町	三種町長 田川 政幸
三種町議会	議長 金子 芳継

※50音順